

社会福祉法人小杉福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小杉福社会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員等とは役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の地位であることのみをもって報酬は支給しない。

2 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 常勤役員等については、別表4(2)及び(3)は支給しない。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 賞与については、別表3に定める額
- (3) 退職慰労金については、別表5に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表4に定める額

(費用弁償)

第6条 役員等の職務の遂行に当たって、交通費、旅費を要する場合は、当法人の「給与規程」及び「旅費規程」に従って支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たる時は当法人給与規程第5条第2項に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡による退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金・積立金を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定に関わらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に100円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 定款第24条に定める役員報酬の総額

(別表2、別表3、別表4(2)(3)の総額)

役職名	報酬の総額
役員(理事)	年額 10,000,000円
役員(監事)	年額 350,000円

別表2 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
役員	月額上限 350,000円

別表3 (常勤役員の賞与)

	報酬の額
6月賞与	報酬月額×1か月分
12月賞与	報酬月額×1か月分

別表4

(1) 評議員

	日額
評議員会に出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会に出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日額
監事監査・理事会に出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のみを支給とする。

別表5 常勤役員の退職慰労金(常勤役員に就任した日から)

1年未満 0円
 1年以上2年未満 100,000円
 以下1年毎に、100,000加算する。
 勤務が1年に満たない場合は切り捨てる。